

平成30年10月17日(水)

平成30年第10回宮古島市農業委員会総会議事録

議長：ただ今から、平成30年第10回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は16名で定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則第11条により総会は成立しております。
本日、1名欠席の旨通知がありましたので、報告いたします。

議長：それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

委員：異議なし

議長：それでは、11番：喜屋武 隆委員、12番：奥浜 健委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部 哉主任主事を指名いたします。

議長：それでは、日程第2議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説明と朗読を求めたいと思いますがよろしいですか。

委員：異議なし

議長：それでは、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は6件でございます。
受付番号1番から6番の説明をいたします。

(内容省略)

受付番号1番から6番は、議案書11ページから16ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を7番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、伊良部大橋から右方向に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を12番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、山中集落の青潮園の隣に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、比嘉ロードパーク南側のジロー楽園の隣に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良2区推進委員にお願いいたします。

與那覇推進委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、宮原集落に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号5番と6番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良3区推進委員にお願いいたします。

池間推進委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、鏡原自動車から中休み向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

受付番号6番の説明をいたします。場所は、大浦湾の隣に位置し、譲受人はサトウキビ農家であるが、この土地には野菜栽培を行うとの事です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）受付番号1番から6番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は、4件でございます。受付番号7番から10番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号7番から10番までは、議案書17ページから20ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただ今の説明に関連して、担当委員の方から、受付番号7番と8番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良4区推進委員をお願いいたします。

官平推進委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、中休みJA集荷場から北西1kmに位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

受付番号8番の説明をいたします。場所は、植物園から南側800mに位置し、譲受人は野菜農家で（さやインゲン）を行うということです。

議長：次に受付番号9番と10番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員をお願いいたします。

長嶺推進委員：

受付番号9番と10番の説明をいたします。不在地主の土地で譲受人が耕作してサトウキビ栽培を行うと言うことです。機械等も所有しています。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）受付番号7番から10番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は、11件でございます。受付番号11番から21番の説明をいたします。

（ 内容省略 ）

受付番号11番から21番は議案書21ページから31ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）受付番号11番から21番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議長：次に、日程第3議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

下地事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、7件でございます。
受付番号1番から7番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただ今の説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良4区推進委員をお願いいたします。

官平推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、栄寿園から東側800㎡に位置し、譲受人は夫と一緒に17年以上の農業経営でサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地2区推進委員をお願いいたします。

上地推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。仲里果樹園の西側300㎡に位置し、譲受人は認定農業者であり、サトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号3番から7番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局をお願いいたします。

下地事務局：

受付番号3番から7番の説明に関しては、参考資料等を参照して下さい。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長：次に、日程第4議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

下地事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は、6件でございます。
受付番号1番から6番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただ今の説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番と2番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番と2番の説明をいたします。場所は、宮國集落から入江集落方向に位置し、譲受人は10年以上の農業経営でサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を5番委員にお願いいたします。

荷川取委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、川満・山中線沿いに位置し、部落有地を譲受人は移転しての、サトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良2区推進委員にお願いいたします。

與那覇推進委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、袖山の宮古島市みどり推進課の東側300㎡に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号5番と6番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号5番と6番の説明をいたします。場所は、城辺小学校から西東向けに位置し、譲受人は夫と一緒に17年以上の農業経営でサトウキビ栽培農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、7番委員

長濱委員：

受付番号3番について部落有地等の所有権移転の手続き等について、教えて下さい。

下地事務局：

土地の登記簿謄本等を確認して、部落等の総会議事録等を添付して、又は、その部落が地縁団体であることが条件です。この件については、部落総会の議事録等が不備していますので書類が提出されるまで保留といたします。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認については、受付番号3番を除き、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は受付番号3番を除き、原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第5議案第4号農用地利用配分計画案に関する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

下地事務局：

今月の農用地利用配分計画案は6件でございます。受付番号1番から6番の説明をいたします。

（内容省略）

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、16番委員

砂川委員：

受付番号2番について、譲受人の経営面積がない状況で、移転等は出来るんですか。

下地事務局：

利用権設定を行って農業をしています。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号農用地利用配分計画案に関する意見についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長：休憩します。

議長：次に、日程第6議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

知花事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、12件でございます。
受付番号1番から12番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号6番と7番を除き、受付番号1番から12番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただ今の説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員をお願いいたします。

長濱委員：

現地調査報告をいたします。平成30年10月11日に調査委員として、8番：川満委員、芳山会長、豊見山主任、事務局の知花次長、砂川係長、上原主任の7名で日程として午前9時30分から9時40分まで事務内容調整会議、9時40分から午後3時まで現地調査、午後3時から3時40分まで事務局にて調査内容等の調整会議を行った結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。5条申請10件、非農地証明願い1件、合計11件でした。

受付番号1番の説明をいたします。場所は、狩俣漁港の東側270㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地水産動植物を養殖している農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。 はい、15番委員

仲里委員：

水産物養殖施設に対する面積の上限はありますか。

知花事務局：

上限はなくて、必要最低現となります。又、土地改良区から意見書等を取り寄せて添付させたいと思いますので、再提出させてから確認後申請させます。今回は保留といたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、狩俣採石場の西側100㍍に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、城辺線の金吾の東側50㍍に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地その他2種、原野・雑種地・道路等に囲まれた農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、久松公民館の北側350㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・公民館等と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、下地庁舎の西側500㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、下水道、水管、上下水道管が埋設されている2つ以上の公共施設等がある農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、下地小学校の西側160㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、上下水道、水管、下水道管が埋設されている2つ以上の公共施設等がある農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、沖縄銀行職員住宅の北側100㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、細竹公民館の西側10㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、集落接統一団の農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、宮古製糖伊良部工場の東側60^{メートル}に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、その他2種周囲を原野、製糖工場等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに説明を8番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は、旧宮古病院跡地の東側210^{メートル}に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、用途地域第1種低層住居専用地域と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：日程第6議案第5号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長：次に、日程第7議案第6号、非農地証明交付申請の承認についてを議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

知花事務局：

今月の非農地証明願は、1件でございます。受付番号1番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明を8番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、城辺線ラーメンティダの南側160
に位置し、原野化して畑に入る道がなく耕作出来ない状態であることを確認
しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手で願
いいたします。

はい、15番委員

仲里委員：

非農地の事由の作成文書がこのような書き方では審議出来ないので、もっと具体
的に詳しい事由で記入させてから来月の総会に提出させたらどうでしょうか。

知花事務局：

わかりました。この件に関しては非農地事由を詳しく具体的に記入させてから来
月の総会に申請させますので、保留とします。

議 長：受付番号1番に関しては、文書記入不足であるため保留とすることにご異議ありませんでしょうか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、受付番号1番については保留とします。

議 長：日程第7議案第6号は原案を保留とします。

議 長：以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

長濱委員：

農業委員・推進委員一同、農地を守ると言うことを忘れないでほしいと思います。

議 長：他に発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、以上をもちまして、平成30年第10回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

平成30年10月17日（水）

会 長 芳 山 辰 巳
11番委員 喜 屋 武 隆
12番委員 奥 浜 健

